

令和 2 年 度 第 6 回
多摩市国民健康保険運営協議会

令和3年1月21日(木) 午後1時30分
多摩市役所東庁舎会議室

1. 開催日 令和3年1月21日(木)

2. 会場 多摩市役所東庁舎会議室

3. 出席者

被保険者代表委員 大井幸夫、齊藤順子、津布久光男

保険医・薬剤師代表委員 寺田武司、浅井英夫

公益代表委員 若林佳史、下井直毅、伊藤 拳

被用者保険代表委員 川又久義、増子敏彦

事務局 保健医療政策担当部長 伊藤重夫
保険年金課長 松下恵二
保険税担当 赤壁聡子
保険税担当 浅利守道
国保担当 坂本全史
国保担当 高橋麻智子
国保担当 星野広輝

午後1時30分 開会

○下井会長 13時30分になりますので、第6回多摩市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。本日はよろしく願いいたします。

今日、会議の傍聴者はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当 1名おります。

○下井会長 1名。傍聴の許可はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○下井会長 では、お願いいたします。

(傍聴者入室)

○下井会長 それでは、出席状況報告のほう、事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 はい。山川委員、橋本委員、菱田委員から欠席の連絡が入っております。佐々部委員より遅れる旨の連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。

本日の議事録署名委員は、伊藤委員と寺田委員、お願いいたします。

では、配付資料の確認をします。事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 机上に配付しました資料です。次第、資料1、本算定の結果です。資料2、財政のシミュレーションになります。資料3がモデルケースになります。資料4、保険者努力支援制度についての書類です。資料5が、傷病手当金と保険税の減免状況になります。資料6が、社会保険から国民健康保険に移行した人数です。資料7が、緊急小口資金と総合支援金の申請相談件数です。資料8が、生活保護の相談件数になります。それと委員の名簿に変更がございますので、委員の皆様には1枚名簿をつけさせていただいています。

以上です。不足がありましたら、お知らせください。

○下井会長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の日程について事務局より御説明願います。

○松下保険年金課長 よろしく願いいたします。

本日初めに、令和3年1月1日より委嘱を受けていただきました新委員の方に委嘱状を交付させていただきまして、その後、前回に引き続きまして、令和3年度の国民健康保険

税等の見直しについての御審議をいただければと考えております。

○下井会長 どうもありがとうございます。

それでは初めに、新しい委員、浅井委員ですけれども、委嘱状の交付、お願いいたします。

○松下保険年金課長 富澤前委員が昨年いっぱいをもちまして退任されまして、令和3年1月1日から浅井委員が着任されましたので、委嘱状を交付させていただきたいと思っております。

(委嘱状交付)

○伊藤保健医療政策担当部長 ここでは本来であれば、市長のほうから委嘱状を渡させていただくんですけども、公務のほうがございますので、私が代わりに渡させていただきます。よろしく申し上げます。

多摩市辞令。浅井英夫様。多摩市国民健康保険運営協議会委員を委嘱する。任期、令和3年1月1日より令和4年6月30日まで。令和3年1月1日。多摩市長、阿部裕行。

よろしく申し上げます。

○浅井委員 よろしく申し上げます。

○下井会長 浅井先生から御挨拶をお願いします。

○浅井委員 1年ぶりで、前任の富澤のほうから、ほかの仕事が忙しくなったものですから、急遽ということもないんですけど、ずっと私がやっていたもので、状況を分かっていますので、このたびまたよろしくをお願いいたします。

どうもよろしく申し上げます。

○下井会長 どうもありがとうございます。

それでは、早速、諮問事項のほうに移りたいんですけども、関係資料の説明を事務局お願いいたします。

○松下保険年金課長 それでは、資料1を御覧いただきたいと思っております。こちらは前回、資料の中で、仮係数における仮算定結果というものをお示しさせていただきました。年明け、確定係数による本算定結果が示されましたので、本算定結果につきまして御説明をさせていただきます。

まず、上段の1人当たり納付金及び標準保険料率等でございます。1人当たり納付金額につきましては16万4,744円、対前年度比で2.6%の増、東京都平均では2%の増となっております。1人当たり保険料額でございますが、15万1,656円、対前年度比

5.7%増、東京都平均では2.4%の増となっております。標準保険料率の所得割率につきましては、11.89%、6.2%の増、東京都平均では3.2%の増となっております。標準保険料率の均等割でございますが、7万3,160円、対前年で7%の増、東京都平均では4.1%の増となっております。

中段の国保事業費納付金及び激変緩和等でございますが、激変緩和前の納付金額が44億3,601万9,000円、対前年で1.6%の減、東京都平均では2.9%の減となっております。激変緩和につきましては1億2,519万3,000円、対前年度25%の減、東京都平均では20.7%の減となっております。激変緩和後の納付金額でございますが、43億1,082万6,000円、対前年で0.6%の減、東京都平均では2.7%の減となっております。賦課すべき保険料必要額でございますが、39億7,158万6,000円、対前年2.6%の増、東京都平均では2.6%の減となっております。

1人当たり納付金及び保険料額の増要因でございますけれども、激変緩和措置が毎年減額されてくるところと、東京都全体の医療費指数が引き下がっていることが影響しております。また、1人当たり保険料額の増につきましては、賦課すべき保険料必要額を算定する際の減算項目が、令和2年度の確定時のものと比較いたしまして、約1億円ほど減額しているところが主な要因となっております。

裏面を御覧いただきたいと思っております。こちらは本算定の標準保険料率でございます。医療分所得割率につきましては、6.8%、対前年で2.9%の増、東京都平均では2.9%の減と。医療分の均等割額につきましては、3万9,966円、3.6%の増、東京都平均ではマイナス2.2%。

後期分の所得割率につきましては、2.52%、対前年4.1%の増、東京都平均では1.6%の増となっております。後期分の均等割額につきましては、1万4,439円、対前年で4.2%の増、東京都平均では2%の増となっております。

介護分所得割率につきましては、2.57%、対前年で18.4%、東京都平均では15.5%の増。介護分の均等割額につきましては、1万8,755円、対前年で17.4%、東京都平均では14.5%の増と。

合計の所得割率につきましては、11.89%、対前年6.2%の増、東京都平均では1.6%の増となっております。均等割の合計額につきましては、7万3,160円、対前年で7%の増、東京都平均では2.5%の増となっております。

下の段は令和2年度の現行保険税率となっておりますので、御覧いただきたいと思いま

す。

続きまして、資料2を御覧いただきたいと思います。こちらは前回、1%、2%、3%、4%ということで資料の中でお示しさせていただきましたが、今回0.5%増した場合のものと、裏面が1.5%増したシミュレーションになっております。御確認いただければと思います。

次に、資料3でございますが、こちらも前回、お示しさせていただきました資料に、0.5%の増部分と1.5%の増部分を付け加えたものとなっております。

続きまして、資料4を御覧いただきたいと思います。前回、寺田委員のほうから、保険税インセンティブはどの程度影響するのかというところで御意見がございました。保険者努力支援制度の減算金額でございますけれども、こちら保険者努力支援制度の中の評価指標、法定外繰入れの解消等という指標がございます。令和2年度につきましては、マイナス15点、金額的には180万円、令和3年度につきましてもマイナス15点ということで、約145万円の減額という形になっております。こちらは財政健全化計画に定める予定額を達成した場合には30点が配点されるんですけども、30点満額獲得した場合には約290万円の増となるという形になっております。

国保の加入者が増えることによって財政がどの程度圧迫されるのかというところは、どういう見せ方をさせていただこうかなと思ったんですけども、医療費の伸びですと、加入しても保険給付を受けない方もいれば、たくさん受けられる方もいるというところで、今回、1人当たり法定外の繰入額という形でお示しをさせていただきました。

本来、国保会計につきましては、国等からの公費、保険税収入、独立採算で行うということが原則になっているんですけども、都市部の保険者、特に東京都におきましてはそれでは足りないというところで、法定外繰入れを行っている。多摩市につきましては、令和元年度決算ベースで1人当たり2万3,743円、東京都26市平均では3万238円、最も多く繰り入れている市につきましては4万5,637円、一番低い繰入れの市につきましては1万1,891円となっております。

隣が令和2年度の当初予算ベースになりますけれども、多摩市が2万7,253円、26市平均が3万1,510円、最も繰り入れている市が5万2,422円、最低の市が1万7,775円という形になっております。

次に、資料5を御覧いただきたいと思います。こちらは11月の運営協議会でも御報告させていただいたんですけども、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支

給及び保険税の減免状況になっております。

傷病手当金につきましては1件ということで、こちらは変更ございません。保険税の減免状況につきましては、2月20日現在、令和元年度分188件、令和2年度が327件、合計515件となっております。そのうち決定件数が409件、不承認件数が98件、現在処理中のものが8件という形になっております。

続きまして、資料6を御覧いただきたいと思います。こちらは社会保険から国民健康保険へ移行した人数というところで、前回御報告させていただきました。その中で10月国保加入者が対前年でかなり突出しているというところ、その原因を前回お示しすることができなかったんですけども、恐らく海外留学生等の入国制限緩和、これは新規入国者が10月1日から緩和されたというところで、留学生の方は多摩市にもかなり多くいらっしゃいますので、その影響なのかなというところがございます。11月につきましては対前年で8件の増ですので、新型コロナの影響による加入の増というのは今のところ想定はしていない状況でございます。

続きまして、資料7を御覧いただきたいと思います。こちら前回お示しさせていただきました。前回は12月20日時点というものでお示しをさせていただいたんですけども、今回、1月19日時点ということで、社会福祉協議会の緊急小口資金、総合支援金特例給付の件数になってございます。

緊急小口資金につきましては、相談件数が2,357件、申込件数が842件、総合支援金につきましては、相談件数が1,672件、申込件数が511件、決定件数が499件、貸付延長につきましては265件、決定件数が240件という形になっております。

前回の御報告から、緊急小口資金につきましては153件、申込件数につきましては79件、総合支援金につきましては、相談件数が277件、申込件数が73件、決定件数が80件、貸付延長が102件、決定件数が77件という形で数字が伸びているということになっております。

続きまして、資料8を御覧いただきたいと思います。こちらは生活保護の相談件数、申請件数ということで、前回に引き続いてのものでございます。令和2年度につきましては、相談件数が12月時点で767件、申請件数は173件。括弧書きにつきましては、コロナウイルス感染症関連という形になっております。

資料の説明につきましては以上でございます。

○下井会長 ありがとうございます。

これまでの資料で、御意見、御質問等ございますでしょうか。お願いします。

○伊藤委員 すみません。大したことではないんですが、先ほど10月に留学生が増えたと言われたんですけども、留学生は社会保険から国民健康保険へそのときに移行したということなんですか。社会保険から国民健康保険へ移行した人数ということで、留学生はその前は社会保険に入っていたということになるんですか。

○松下保険年金課長 こちらは社会保険からということで、私のほうで先ほど留学生の影響等と申し上げたんですけども、それ以外の要因でも非自発的離職ということですか、これは会社都合による離職ですが、それからあと通常の社保からの離脱というものも含まれております。申し訳ございません。

○下井会長 よろしいですか。これは必ずしも社会保険からだけじゃないということですか。国民健康保険の増減ということですか。

○松下保険年金課長 はい。

○下井会長 ほかに御質問等ございますでしょうか。

○若林職務代行 私のほうから。

○下井会長 お願いいたします。

○若林職務代行 滞納が増えたとか、減ることはないと思うんですけども、そういったデータというのはありませんか。

○松下保険年金課長 国民健康保険税の収納率につきましては、特に落ち込みというものはありません。対前年より若干上回っている程度でございます。

ただ、今回、コロナ減免という形で説明させていただいておりますけども、こちらは409件ですが、トータルで減免した金額というのは大体4,600万円程度減免しているという状況です。

○下井会長 よろしいですか。

○若林職務代行 はい。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますでしょうか。特によろしいですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 それでは、先ほどの伊藤委員からの御質問のところをちょっと補足をさせていただければと思うんですけども、先ほどこのタイトルが社会保険から国民健康保険へ移行した人数ということで、これはたしかここに書かせていただいているように、社会保険に入っておやめになった方が国保に入った件数ということで間違いな

いところでございます。

それは結局、例えばなんですけれども、10月分被保が増えた件数は全体で10月638件国保が増えています。その国保638件増えた内訳を見ると、転入が124、生活保護廃止が13、出生が6、そのほか42で、あと社保離脱が453という数字になってございます。その社保離脱というのは、社保離脱だけ取り上げてみても、通常369件とか、それぐらいだったのが453件ということになっているので、その辺のところはコロナの影響とか、例えば外国人留学生と限定することは言えないと思うんですけども、何らかそういうふうな影響があって、10月は増えているということになっているかと思っております。

○津布久委員 社会保険に入っている方というのは、今、基準がいろいろあって、パートさんでも入れるようにという促しはしているんですよ。だから、8万8,000円以上の方とかいろいろ出てきているんです。

ところが、私が関与しているところも働く時間が、休業補償とか休業手当とかあるんですけども、何しろ、例えば会社自体がやらないので、パートさんが行く回数が低くなる。そうすると、健保協の基準に達しないで、退職とか、そういうことじゃなくても外れちゃう場合は標準報酬月額が下がっちゃうので、とても対応できないということで、やむなく国保へ移る方もいらっしゃると思います。

だから、そういう状況もいろいろ絡んでの話だと思うんです。もちろん辞めて転職する方もいるので、その方はその月中に国保に移りますから。だから、そんな感じがあるんじゃないかなと思うんですけど。

○伊藤保健医療政策担当部長 ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。

じゃ、資料に関して、そのほかに御質問等ございますでしょうか。

もしなければ、早速、議論のほうに入りたいと思うんですけども、スケジュールとしましては、次回は2月4日にあるんですけども、今回決めるのは、大まかな方向性を決めたいと思います。据え置くのか、上げるとしたら何%上げるのか。細かい附帯意見等については次回話し合いたいと思います。今回もお一人ずつ最後に御意見を伺いたいと思います。あと、被用者保険の保険組合の状況などもお伺いしたいので、川又委員とか増子委員も保険組合員の状況等お話しただけたらと思います。それが終わって、最後にお一人ずつ御意見を伺いたいと思います。

それに先立ちまして、前回平成30年度のときの答申というのがあります。保険税率等の見直しについての答申というので、ここに附帯意見というのをつけているんです。それを読み上げますと、平成30年のときです。今回の答申では、保険税率等は毎年見直すことにいたしました。見直しに当たっては云々、社会状況を十分勘案した措置を行うよう求めますというふうにあります。緊急事態宣言が再発令されたこともありますので、状況が大きく変わっているかと思えます。

そういったことをちょっと申し添えますけれども、これから皆さんの御意見等をお聞きしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。もしあれでしたら、被用者保険の川又委員とか増子委員にちょっとお話をお聞きできたらと思うんですけど。

○川又委員 健保の状況ですか。

○下井会長 はい。

○川又委員 今、令和3年度の予算編成をやっていますけども、うちは被保険者数が約1万1,000人で、扶養が約7,000人の総合組合の中では小さいほうなんですけども、昨年の算定の結果、標準報酬額、給料の平均を昨年7月に取りましたけども、6,000円から7,000円標準報酬は減っています。ボーナスは、夏のボーナスはまあまあ例年どおりだったけれども、冬は落ちています。したがって、収入は非常に厳しくなっていることと、医療費については去年の3月、4月、5月、緊急事態宣言で一時的に下がったんですけども、この暮れからずっと例年どおりまで医療費は戻ってきています。

あと、今年度予算を組んでいるんですけども、コロナの影響があって見通せないところがあります。医療費はなかなか難しいんですけども、介護納付金、国保も介護を払っていますので、介護は非常に増えているんです。今年度予算と来年度予算を比べますと、約20%納付金が増えています。うちが大体年間5億5,000万円ですが、来年は6億5,000万円、約1億円介護は増えていますし、この介護というのは減る要素は絶対ありませんので、必ず増えるという見込みでやっています。

ですから、あと納付金、前期・後期、国保は前期はありませんけども、健保組合は前期、前期というのは国民健康保険で給付するお金ですけども、それは今減ってきています。というのは、団塊の世代が大体65から75に入ってきているので、前期は減ってきていますけども、後期が断トツ増えています。ですから、国保も同じですけども、後期は団塊の世代が入るまではこれからどんどん増え続けるだろうということになっています。ただ、国保といっても、介護は納付金が増えていますよね。ですから、今後も介護は増える

し、後期納付金も必ず増えるということを考えて予算を組んでいかないといけないのかなと思っています。

健保は非常に厳しいですけども、国保さんほどではないですけども、そんな状況ですね。だから、給料は下がって、医療費は一時下がりましたが、現状はもとに戻ってしまっただけです。ボーナスは下がっています。介護は断トツに増えておりますし、後期高齢者の納付金も増えているという状況です。

○下井会長 ありがとうございます。

増子委員、何かありますか。

○増子委員 私のところに相談に来ている例をちょっと挙げさせていただくんですけども、渋谷区内にあるとある百貨店から今相談を受けていまして、そこも実際に小売という形になりますので、緊急事態宣言、前回のもあるし、今回のもあるしということで、人の出がないということで、実際に売上げには全く反映されないような状況ということで、健保は今の料率ではもうやっていけないということで、協会けんぽさんの1,000分の100を超えるような料率設定をしないと健保組合が存続できないという形で、今ちょっと相談を受けている状況です。

今、川又委員のほうからもありましたけども、まず保険料収入、先立つものが本当に目減りをしているという状況でして、それに見合うがための料率設定を取らなければ自分たちは生きていけないということで、まずは目先のところの料率を上げて、それで何年もつかということで、今、そういう小売業から相談を受けているところです。

かと思えば、ゼネコン系に関しては、まだ影響は受けてないです。人と接することがないところなので、影響が出るとすると2年後、3年後だということで、中堅ゼネコンなんですけども、中堅ゼネコン7社ぐらいとちょっと話をしたところではそのような状況ということで、それぞれの業種によってまちまちの部分というのはあるんだなということは、今ずっと相談を受けているところで感じたところです。

でも、川又委員がおっしゃるとおり、介護だけは皆さんも頭を抱えているのが現状です。今のままでいけば、単純に1,000分の20ぐらいは取られるのではないかと。右から左よという形で考えたときには、2022年までには20は設定上やむを得ない。でないと厳しくなる。介護を上げてしまうという形になりますと、どうしても一般料率のほうは手がつけられなくなるんですよね。私たちも社会保険料と介護保険料、両方という形で給料から天引きされていますけども、介護が上がったら、できれば一般のほうはそのまま据え置

いてもらいたい。両方上がってくると、これは抵抗勢力になるなど。

私自身もその分天引きされますから、これだけだったらお小遣いはさらに減っちゃうなどいうところがありますので、各健保さんは介護を上げる年は極力一般を上げないような形、一般を上げるんだったら介護は据え置くという形でどうにか。どうしても納付金を取るか、医療費を払わなければならない、自分たちの看板は絶対下ろしたくないというところがありますので、皆さん本当に努力はしているというのが今の現状です。

私から以上になります。

○下井会長 ありがとうございます。

それでは、その他の委員の方々、どうでしょう。先ほどの川又委員と増子委員に対する御質問でも構いませんですし。

○川又委員 被用者保険の現状を簡単に言いますと、うちの健保は年間予算約50億円なんですけども、そのうち25億円が前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、言わば自分の使う以外のほうに持っていかれちゃっているんです。ですから、50億円の保険料を集めても25億円は前期高齢者納付金、後期高齢者支援金に拠出しちゃって、残り25億円で1万7,000人の医療費と人間ドック・検診をやっている。

一生懸命自分で医療費を下げようとしても納付金が、さっき言ったように後期がどんどん上がっていますから、そのために料率を上げています。今言ったように協会けんぽは1,000分の100、パーセントでいうと10%は保険料ですけども、それを超えると健保は解散に動くんですよ。協会けんぽで保険料が上がってくると、健保に入っているメリットがないということで、解散しましょうと。おとし人材派遣さんとか日生協さんは解散しましたが、協会けんぽの料率が一つの目安なんです。

ですから、そこを超えないように何とか健保は頑張っていますけども、なかなか厳しいというのと、あと事業主は今言っている一般保険料と介護を合わせた分を見ているんです。協会けんぽは来年度、料率は10%、介護は1.8%ですと言いますが、11.8%が協会けんぽの基準なんです。うちは一般が9.6%で、介護は1.6%ですから、まだまだ下がっている。これを超えてしまうと解散という話が出てくるという感じです。

だから、健保で幾ら努力しても、健保が努力できない後期高齢者、介護のほうで上がってくると、どんどん被用者保険が疲弊していくという状況です。

○下井会長 ありがとうございます。お願いします。

○大井委員 解散することはないとは思いますが、解散せざるを得なくなるとどうなる

んですか。

○川又委員 各事業者は協会けんぽに移ります。協会けんぽの料率は今、パーセントでいえば10%になります。ただ、その代わり人間ドックはありませんし、最低限の検診しかないという状況です。

○大井委員 その分サービスが減ってくるということですか。

○川又委員 そうですね。協会けんぽの悪口を言うわけじゃないですが、協会けんぽ今10%でやっているって、あそこも中小零細が入っていますけども、あそこは医療費の16%を国が補填しているんです。うちの健保組合に一銭も入ってないわけです。そこは不公平じゃないかというのは言っていますが、協会けんぽはかかった医療費の16%は国から補助金をもらっていますから、多少医療費が増えたとしてもやっていける。だから、10%の料率で今やっていけますけども、健保組合は一銭も入っていませんから、医療費が上がった、納付金が上がったら料率を上げるしかないという状況です。

おとし、今言った日生協は55万人解散したという大きな話が出ましたけども、今後どんどん増えてくるかもしれないです。健保が解散したとしても、国保には入らないです。協会けんぽへの加入になります。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、御意見等いかがでしょうか。お願いします。

○増子委員 健保なんですけど、こちらでいえば保険料の免除という形があるんですけども、健保組合は納付の猶予ということで、社会保険料1か月分の保険料を猶予してほしいという形で、今、国の施策のほうでずっときちちゃっている状況で、保険料収入自体が令和2年度で、例えば100億円入るところが50億円しか入っていないという健保さんも現実的にあるんです。

ですから、その残り50億円が令和3年度に絶対入るのかって言われたときに、もしかしたら入らないかもしれない。その前にその企業さんが破綻してしまえば、そのまま50億円が焦げついてしまうということになったら、それこそまた料率を見直さなくちゃいけない。自分の健保を存続させるためには料率を上げる。もしくは先ほど言ったように解散をするか。納付の猶予ということで、今、戦々恐々。健保の中では1か月の保険料が1億円とかというところがざらにありますので、それがもしかしたら10か月ぐらいたまっているところもあるやに聞いておりますので、健保組合としても自分たちを守るがため、被保険者さん、加入員の方を守るために納付の猶予という形をなさっても支出はしています。

でも、先立つものがない。じゃ、どうするか。目先のところで料率設定を上げていくしかないというのが現状です。財産も本当に年々少なくなっている現状になってきますので、これがまだ財力のある大手企業さんであれば全然いいんですけども、総合健保さんという形になると、財産を持っているところがあったとしても、医療費の例えば3か月分ぐらいしか持ってないという形であれば、それこそすぐにでも解散の相談になってしまうということもあるかもしれません。現実的に水面下で解散という情報を聞いているところはありますけども、そこは被保険者数が何百人ぐらいの小さいところなので、全体としては影響はないかもしれませんが、現実的にそういう相談は来ていることは確かです。解散も相談は来ています。

というのが以上でございます。

○川又委員 今の納付の猶予って本来ないんですよ。コロナの影響があって、売上げが下がった事業所に対しての猶予になりますから、基本的には去年の4月から初めて国の施策でやれという指示が出たものですから、今やっているんです。本来はない制度ですね。コロナに限っての制度です。

それが2月まで保険料という指示が出ていますけど、それがどうなるのか。延長されるのかどうかまだ指示はありませんけれども、今言ったようにうちも1事業所、1年間ずっと保険料を猶予してはいますが、これがもし倒産でもしたら取りっぱぐれになってしまう。まだうちは1事業所ですからいいんですけども、何十億という事業所さんもありますから、本当にコロナの影響はどうなるのかという、そんな状況ですね、健保は。

○下井会長 ありがとうございます。

○伊藤保健医療政策担当部長 今お二人のお話は、重要なお話だったと思います。今のお二人のお話を伺って、国保の運協という立場から2つあるかなと思っています。先ほど松下のほうで説明させていただいたA4横の国保の本算定結果の裏面、詳細結果というところを見ていただくと、これは御存じのように、国保も社保と同様に、介護分というのは国のほうが決めた割合に基づいてお金を拠出していかなければいけないので、東京都の平均でも所得割で15.5%、均等割で14.5%、多摩市はそれよりもさらに多くて18.4とか17.4とか、このところだけ介護分については非常に多く支払わなければいけない状況にあると思います。

一方、来年度また3年一度の介護報酬改定では、来年度から3年間は0.7%、先ほどの今後どんどん介護給付が膨らむ自然増にさらに0.7%上乗せ、コロナ対策もあってという

ことでは、健康保険組合さんはそういう厳しい状況の中でもさらに介護分を支払わなければいけないという状況の中、そういう社保等で苦しい状況の中でやっつけにやらせるにもかかわらず、国保のほうはそういう赤字のところを税金を使ったもので補填していくかどうかというのが、今回の議論であると思います。

先般は4%で15年というところを、コロナの状況を鑑みて、御意見の中では一、二%上げるのはやむを得ないんじゃないかという御意見と、あと、こういう状況なので、上げるの見送ったほうがいいのではないかという御意見をいただいていたと思うんですけど、今日は冒頭、松下もお話しさせていただいたように、それを諮問というところで一定程度結論を出していただいて、そこをお願いしたいというところになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○下井会長 ほかの委員の方、どうでしょう。

前回の自治体はどうかというのはまた別かもしれませんが、あれからほかの自治体の状況とか分かりましたか。

○松下保険年金課長 他市の直近の状況でございますけども、改定をする市が5市、改定をしない市が13市、それから未定というところ、これは多摩市も含めまして3市という形になっております。改定しないというところが18市あるんですけども、令和3年度についてはもともと改定する年ではないという市が、そのうち12市ございます。ただ、残り6市については、コロナの状況等を踏まえて改定を見送ったという形になっております。

○下井会長 ありがとうございます。お願いします。

○浅井委員 平成30年の答申のとき、私、委員をやってしまして、よく覚えていて、前任の富澤先生からも今日の諮問については聞いておったんですけども、先ほど会長が言われた附帯条件、附帯意見ということで、社会状況を勘案してということですけど、私どもの組織も含めて、今のコロナによる非常事態宣言というのは勘案する状況であり、保険税率というか、料率の引上げというのは厳しいんじゃないのかなと私的には思っているということです。最後にみんな意見を言うのかもしれないんですけど、勉強した中ではそう考えている感じです。

○下井会長 ありがとうございます。

あと、ほか御意見がもしなければ。お願いします。

○津布久委員 先ほどもちょっと言いましたけども、ここ二、三か月間、転職の方とちょっと、私、卸売業務なんかやっていると、それが明確に出てくるんですけど、特に中小企

業の方が多いので、多摩市でも永山の、御存じかどうか知りませんが、1階の店屋物のところとか、みんな食べ物屋はつぶれちゃったんです。

そういうところの実態を見ますと、給与がもらえなくなった人がすごく多くて、バイトさん、学生さんもあちこち多摩市の場合があるので、その方たちがバイトをやっているところであっても時間が減らされちゃったという方も実際出てきて、これは学生だけではなくて社会人もいっぱい、うちの息子のところもそうですけど、先ほど報告があったように、ボーナス自体は冬のボーナスはほとんどない。夏まではあると。

そういうことを考えると、総収入、もちろん所得自体が下がってきている。所得自体が下がっているのに税がそのまま、もしくは増えていく、1%、2%増えていくということはやっぱり矛盾があるなという感じがします。苦しいんだから、それなりにとどまって耐えていくという姿勢が、こういう社会経済状況の中では普通じゃないかと私は思います。

ここにもいろいろ試算をつくっていただいたのを今拝見していたんですけども、どんな家でも今苦しいと。たまたま私、今、確定申告の準備をやっていて、見たんですけど、所得はそのままなのに例年、例年介護保険料はすごく増えちゃって、手取りが実際少なくなってる、これは努力しないととても駄目だなというのが実感です。

その中で、先ほどもありましたけども、民間の方というのは介護と健康保険料のワンセットで取られているんですけども、40歳以上の方はやむなくみんな介護保険料と。介護保険料がスタートしたときから比べるとえらく伸びていて、これは天井知らずで増えちゃっているんです。健康保険組合とか厚生年金なんかとマックスで幾つとか、国の厚生労働白書でも発表しているんですけど、介護のほうは天井知らずでいっちゃっているんで、この部分でいくと、昔は騎馬戦方式といって3人で1人の老人を支えていた時代が肩車方式になっちゃって、それどころじゃなくて1人で3人も持つ時代があと数年で来るということなので、社会状況を見ながら考えていく姿勢はこれから持っていかなきゃいけないし、さっき下井会長がおっしゃっていただいたように、昨年度の答申の中でも社会状況を見てというお話があったと思うんですけども、そんな点を考えると、今の時点でも私は据置きすべきじゃないかと考えています。

○下井会長 ありがとうございます。お願いします。

○川又委員 私も前回お話しはしましたけども、私はコロナの影響は確かにあるので、社会情勢を見ながらやるというのは賛成だと思っています。従来は4%引上げでありますけども、ここは2%の引上げでお願いできないかなと。

というのは、例えばここに資料がありますけども、1人当たりの法定外繰入額が多摩市では2万7,000円入っているわけです、国保の被保険者に。この一般会計って、当然多摩市の住民税から払っているわけですから、多摩市の皆さんが払っている住民税の中から1人当たり2万7,000円を国保の加入者のために払っているというのが現実あるわけです。これを減らすのが一番いいんですけど、それは無理ですので、段階的に減らしましょうというのが当初の予定ですから、そこは4%は無理というのは分かっていますから、せめて改革を先送りしないで、2%で何とかやり繰りできないかなと。

資料3を見ますとケースがいろいろ出ていますけども、2%で見ますと、例えば自営業者の300万円の方を見ますと、年間5,500円なんです、増えるのが。そうすると月約450円。例えば4ページを見ますと、年金収入の方だと思われまじけども、この方で2年度と3年度の2%を見ますと1,500円、月に125円、これぐらいお願いできませんかというのが私の意見です。

ですから、そこは一般会計に入っているということを鑑みながら、ほかの住民の方の意識もあると思うんですよ。住民税を払っている人は、自分たちのサービスのために払っているものが国保の一部の方に入っているというのは、それはゼロはないだろうと。コロナの関係で2%は負担をさせてもらいますから、一般会計も入れてくださいねと言わないと納得感がないじゃないかと思しますので、2%ぐらいはお願いできないかなというのが私の意見です。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ないでしょうか。

基本的な質問で申し訳ないんですけども、国保の加入者というのは、割合でいうと多摩市の何%ぐらいになるんですか、ざっくり言うと。

○松下保険年金課長 23%。

○下井会長 23%。ああ、なるほど。分かりました。ありがとうございます。

齊藤委員、何か御質問とかありますか。

○齊藤委員 質問はありませんけれども、意見は、私、最初から申し上げておりますように、据置きですべきだろうと考えております。その気持ちは変わっておりません。

先ほど来のいろいろなお話で、後期高齢分とか介護分の負担金が増えているということで、そこに一番近い年齢の者としては頑張っただけ使わないようにしようという思いを

強く持ちながら聞いておりましたけれども、生保に移られた方は逆に外していくわけですから安心としても、生保の相談も増えているし、それから社会福祉協議会の件数も増えていますし、どこの社協に聞いても社協の職員が本当に寝ずの相談を受けても足りないぐらい深刻な相談が増えているということをお聞きすると、それが全て国保の人だとは申し上げられませんけれども、影響はかなり大きいだらうと思っています。

したがって、来年度につきましては、引き続き現状のとおりでやっていくということで、私の意見を申し上げたいと思います。

○下井会長 ありがとうございます。これはなかなか難しいですけども。

あとしばらくしたらお一人ずつお聞きして、今日は全体の方向性、据え置くか、上げるとしたら何%上げるかというところまでを決めたいと思っています。なかなか難しいんですけども、一人ずつ聞いていってもよろしいですか。それともまだ何かもしあれば、お願いいたします。

○伊藤保健医療政策担当部長 1点、補足で申し訳ないです。これは従前にお配りしている資料で御承知おきのところと思います。先ほどお話もございましたけれども、今日ホチキスで留めてあるシミュレーションということで、先ほどの1か月にならすとということ、確かにお話のとおりだと思っています。

一方、所得階層別の世帯の割合を見ますと、多摩市の場合、所得ベースですけれども、200万円までで76.7%ぐらい。それから、300万円までの所得階層ですとプラス10%程度で、86%を超える。ほぼほぼ90%の方々が300万円以下の所得階層ということなので、その方々の重さというか、上げあげても月にならせばそれほどでもないというところもあります。それぞれの所得に比べた、上げたものの重さというのは一方あるということと、最近、特に医療費を必要とする方がどうも低所得者の方々に多いと。

そのために保険者機能強化ということ、いろんな取組を私どもしているんですけども、幼少期の頃から低所得者の階層の方々はインスタントラーメンとか菓子パンとか、そういう食生活を続けてきた結果、生活習慣病になりやすいとか、そういう傾向も見えていますので、そのところをさらなる保険料を上げてというのは、コロナの状況では厳しいところも一方ではあるかなと。これは事務局の意見ということではないんですけども、お話しさせていただければと思います。

○下井会長 ありがとうございます。

本当に非常に厳しいんですけども、お一人ずつお聞きしてもよろしいでしょうか。大

井委員からよろしいでしょうか。

○大井委員 前回も申しあげましたけれど、基本的に津布久委員のお考えと同じです。財政改善の歩みを止めてはいけないのではないかと思います。ただ、今のコロナの状況を見たときに、改善するといってもできるだけ低い線、だからできましたら1%とか、そのぐらいのところをお願いできればどうかなと思います。

○下井会長 1%で。

○大井委員 はい。

○下井会長 分かりました。ありがとうございます。

齊藤委員はゼロで。

○齊藤委員 はい。

○下井会長 何か付け加えることがありますか。

○齊藤委員 いや、ありません。

○下井会長 津布久委員、お願いいたします。

○津布久委員 先ほどちょっと述べましたけども、私も自分の周りで目にしているところを見ると、1日3食のところを1食だけしか食べない人とか、商売をやっているので、維持の給付金、助成金をもらいながら値上げしたら、税金を納める気がしないよとかってね。国保の税もそうなんだけど、結局、今、国とか都とか、維持金とか助成金とかいろいろもらっているのに、片方でそこからなぜ国保税とか上げなきゃいけないのということと言われると、やっぱり上げるべきではないなというのが実感でして、また景気がよくなって、社会状況がよくなったならば上げてもらうということは、同意が得やすいと。極端に言うと、こんな状況でも国保税上げんのかいって、ざっくばらんな言い方をされることもあるんですよね。

そういうことを考えれば、また社会経済状況がよくなったときに、頑張って納めていこうよという言い方のほうが私はざっくばらんでいいし、説得性があるんじゃないかと考えますので、今回も値上げしないということで回答させていただきたいと思います。

○下井会長 ありがとうございます。

じゃ、川又委員、お願いいたします。

○川又委員 私も先ほど話したとおり、2%ぐらいは上げさせてもらいたい。というのは、サラリーマンの世界からいいますと、サラリーマンは、私も話したように、給料が6,000円、7,000円下がっていて、ボーナスも下がっていて、住民税は前年度所得にか

かっているわけですよ。下がった給料なんですね。前年度の給料から住民税を払っていて、そういう人たちを見ると、給料は下がっているのに住民税は高いままで、その住民税の中から国保に何で2万円も払うんだということで、納得感が得られないと思うんです。

ですから、確かに4%は無理な話は十分承知していますから、改革を先延ばしするのではなくて、一步でも進めてもらって、2%ぐらいがいいのかなというのが私の考えです。

○下井会長 ありがとうございます。

じゃ、増子委員、お願いいたします。

○増子委員 私もサラリーマンですので、そこから考えますと、自分たちのいる市の福利厚生というのは実際に払っている人たちだけで使うべきもの、国保は国保でやるというのが基本スタンスだと。社保とかはそういう考え方で生きていますから、そのスタンスからすると、上げるべきだということは絶対だと思っています。

その上げる幅ですけども、4というのは、そこは私も気持ち的には4というのが本当のスタートなのかもしれませんけども、そこは上げる幅としては半分ぐらい。先ほど川又委員のお話がありましたけども、年額にすればこれだけでしょ。月単位で、私たち本当に6,000円、7,000円とかさらに普通に引かれるようなところから考えますと、お願い、そのぐらいのんでくださいというのが個人的な思いです。

あと、先ほど津布久委員のほうから景気が戻ってからのという形でありましたけども、実際に前回リーマンショックがあったかと思うんですけども、景気が戻るのに約3年かかっています。コロナは3年で戻るかというシミュレーションも、各先生方おっしゃるのであれですけども、3年では戻らないだろうという形で言われているところは多々あります。そうなりますと、6年、7年という形ですずっと据え置くのかということにはならないかと思うんです。

ですから、一步でも二歩でも、もしくは半歩でも前に進んでいく。それが国保として独立していくんだというスタンスを見せていくのが筋論かと思いますので、私は上げていいという形で考えております。

○下井会長 2%ですか。

○増子委員 はい。

○下井会長 分かりました。ありがとうございます。

じゃ、寺田委員、お願いいたします。

○寺田委員 私も前回、少しでも進んだほうがいいだろうということで御意見させていた

だいたんですけれども、国保だけというところを見てみますと、据置きというのが一番いいとは思うんですけれども、ただ、多摩市の住民ということを考えると、社保の方は法定外繰入れという形で幾らか支払いをしていて、国保の方たちを支えているというところもあると思うんです。なので、多摩市全体で見ると、納得のいくのはちょっとでも前に進んだほうがいいんじゃないかと思っています。

先ほど増子委員もおっしゃられていましたけど、いつまで据え置くのかというところになると、どこかでは上げていかなきゃいけないと思うんです。なので、少しずつでも前に進みながら、例えば1%ずつでも毎年進めていきながら、どこかでまた回復していく。その流れは1回止めてしまうと、なかなかどこかで上げにくいというところがあると思うんです。

なので、体裁を整えるじゃないですけども、少しでも上げつつ、皆さんの協力を得ながら進めていくというのが必要だと思いますので、私は前回2%ってお伝えしたんですけども、少なくとも1%でも上げていったほうがいいんじゃないかと私は思います。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。1ということによろしいですか。

○寺田委員 1でお願いします。

○下井会長 浅井委員、お願いいたします。

○浅井委員 私、先ほど申したとおりなんですけど、それぞれ職域の代表の方の意見はもちろんごもっともだし、社保の問題というのは永遠の課題でずっと言われていることなので、本当におっしゃるとおりだなと思うんですけど、広域代表ではないのか、医療担当代表ということで選出されているのかもしれないんですけど、私の個人的な立場としては、弱者を救うということで、国保保険料率、税率引上げ据置きということで希望したい。それでお願いします。ゼロということで。

○下井会長 じゃ、ゼロということで。

○浅井委員 はい。

○下井会長 ありがとうございます。

じゃ、伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤委員 前回ちょっと言わせていただいたように、おっしゃるように1%は少なくとも進めていくという姿勢は要るのかなと思うので、1%か2%というところで。

○下井会長 間を取って1.5ですか。

○伊藤委員 間を取って結構です。ただ、少なくとも、例えばゼロにするんだったら、少なくともコロナ禍の特別措置であって、本来はここまで上がっていますということにしておかないと、コロナが終わった後に最初から議論を始めなきゃいけないので、少なくとも全部抑えるんなら、コロナ禍であるところの特別措置なんだということを強調しておかないと駄目なのかなと思います。取りあえず1.5でも。

○下井会長 1.5ですか。

○伊藤委員 でも、どちらかというと2ですね。

○下井会長 じゃ、2ということで。ありがとうございます。

じゃ、若林先生、お願いいたします。

○若林職務代行 皆さんの御意見、全てもっともな話でございまして、私の考えとしては、ここで収まるならば2%でもいいとは思っているんですけども、変異ウイルスも出て、ちょっと先が読めない状況なものですから今回は見送って、来年といたしますか、今後また考えるということでもいいんじゃないかと当面は思っております。

本来ならば2%、1%、前は1%と申し上げたんですけども、変異ウイルスが出て、本当にどうなっているか分からないという状況なものですから、今回は見送りということでお願いいたします。

○下井会長 ありがとうございます。

今のところゼロ%が4で、1%が2で、2%が3なんです。上げるのが5で、ゼロが4という感じなんです。

○松下保険年金課長 そうしますと、数的には改定すべきという形になりますので、具体的に1%にするのか2%にするのかという方向性を決めていただきまして、次回、改定案という形で、実際に料率に落とした形でお示しをさせていただいて、そちらのほうで御議論いただくという形になろうかと思えます。

○下井会長 なるほど。お願いします。

○川又委員 いろんな立場があるので、いろんな意見がある程度出て当たり前だと思います。決めるのであれば、まず上げるか上げないか。そこで挙手を取ってもらって、上げないんだったら上げないで、それで決まり。上げるのであれば、0.5なのか、1なのか、2なのか、それを選んでもらったほうがいいんじゃないですか。皆さん立場が違いますから、決めるときは決めないといけないと思っているんです。

ですから、まず上げるか上げないか皆さんに意見を聞いて、上げないとなればそれでも

う上げないと。上げるという人が多ければ、0.5なのか、1なのか、2なのか、3か、4か選んでもらったほうがいいんじゃないかという気がしますが、どうですか。

○下井会長 お聞きした範囲では上げないが4で、上げるが5なんです。

○川又委員 そうですね。そうすると、上げるほうが多いわけですね。

○下井会長 そうです。

○川又委員 であれば、上げるという方向にしちゃまずいんですか。

○下井会長 上げるという方向で、幾つか上げるか。

○川又委員 そう。次は幾つ上げるかをまた議論。挙手なのかどうか分かりませんが、それでやったほうがよろしいんじゃないかと私は思いますけども。

○伊藤委員 意見的にはそうなんですけど、そうすると何%かという議論しているんだから、上げないか上げるかで、上げると言った人たちはいいんだけど、上げないという委員の方たちの意見をもう1回念のために。

○下井会長 そうですか。分かりました。挙手ということによろしいですか。上げるか上げないかで。どうぞ。

○大井委員 上げないって言っというて、上げることが決まったら、上げないと言った人も何%かということですか。

○伊藤委員 追加意見じゃなくて、要するに上げる上げないの二択でいくか、上げるにしても1か2という、実はかなり大きな差がありますよね。4かもしれないし。上げるか上げないかの議論をまず先にやるということなら、それで本当はいくべきだったんだと思うんですけど。

○下井会長 でも、恐らく上げるか上げないだと変わらないと思うんです。上げないが4で、上げるが5なんです、多分。

○伊藤委員 そうなんですけど、ごめんなさい。

○川又委員 そうすると、上げるほうが多いということになれば、上げる方向で考えたほうが会議は進むんじゃないですか。

○下井会長 そうですね。

○川又委員 確かにゼロの人もいらっしゃるんだしたら、その人の意見もありますけども。

○下井会長 そうなんですよね。

○浅井委員 慣例どおり会長は入らないんですか。この意見の場には入らないんですか。

○大井委員 委員長によっては議長採決しているのもあるんだから。

○松下保険年金課長 基本的には可否同数の場合には採決して。

○浅井委員 ですよね。

○津布久委員 1人欠席がいる。

○松下保険年金課長 改めて上げるのか上げないのかというのを手挙げをしていただいて、上げるという意見のほうが多ければ、実際税率を何%にするのか。それに基づいて次回御審議いただきたいところです。

○下井会長 分かりました。

(挙手4名)

○下井会長 上げるという人。

(挙手5名)

○下井会長 やっぱり5ですね。

そうすると、何%上げるかということで、0.5、1、1.5、2辺りにしましょうか。よろしいでしょうか。0.5、1、1.5、2.0。これも挙手でよろしいですか。

○川又委員 いいです。

○齊藤委員 それは全員が挙げるんですか。

○下井会長 全員が、そうなんです。

○津布久委員 発想がないから、そういう意見はどうにもできないんです。考えてないから、イメージの問題だから。

○下井会長 棄権というのもありますけど。

○津布久委員 賛成の人だけ、上げるほうの意見で決めるのであれば何%。

○下井会長 選択肢がありますから。

○津布久委員 ゼロの人にその中から選べというのは、そういう検討は一切頭の中になから、イメージの問題だから、施策的にゼロのほうがいいだろうと。こういう状況だから。こういうときに税を上げますという総理大臣はいないと思うんだよね。そういうイメージで言っているわけだから。

○下井会長 じゃ、棄権という形になるんですかね。

○津布久委員 そういうことです。

○下井会長 それを含めて0.5の人。

(挙手0名)

○下井会長 分かりました。

1の人。

(挙手4名)

○下井会長 1.5。

(挙手0名)

○下井会長 2.0。

(挙手3名)

○下井会長 3ということで、数でいうと1.0%ということになります。

○松下保険年金課長 ありがとうございます。

1%という形で、改定案という具体的な料率を次回示させていただきまして、最終的な答申は別にまとめてお願いしたいと思います。

○下井会長 あと、次回は2月4日になると思うんですけども、附帯意見というのをまたつきたいと思いますので、その文言も次回までに考えていただけたらと思います。

○川又委員 反対だという意見も入れたほうがいいと思うんです。上げるべきではないという意見があったということ載せたほうがいいと思うんです。

○齊藤委員 それはぜひ入れていただかないといけないと思います。

○松下保険年金課長 今回、1%の改定ということで答申をいただく形になるんですけども、最終的にはコロナの状況というところもございますので、市長の判断というところもあろうかと思いますが、次回1%改定の具体的な案、それから答申作成に向けましてぜひお願いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○下井会長 よろしくお願ひいたします。

その他、次回の会議日程の詳細についてお願ひいたします。

○松下保険年金課長 次回につきましては、2月4日1時半からです。今度はまた前回の第二庁舎の会議室という形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○下井会長 ほかに何か御意見とかありますでしょうか。

今回、緊急事態が再発令した中、お集まりくださいまして本当にどうもありがとうございました。

午後2時43分 閉会

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員